

特記仕様書

- 1 工事については、小学校の夏休み（7/23～8/25）等の学校運営に支障のない日に実施することとし、詳細は、監督員、学校責任者と協議すること。
なお、給水配管工事及び内部保温工事については、夏休み期間中に完成させること。
- 2 工事着手前に施工計画書、工程表、材料承認申請など工事に必要な書類を提出し、監督員の承認を得てから実施すること。
- 3 工事及び資材の搬入等については、児童、学校関係者、来庁者等の安全確保に十分配慮すること。請負者が起因する第三者に与えた損害及び苦情等は請負者にて負担処理を行うこと。
- 4 請負者が起因する損害及び苦情等は請負者にて負担処理をすること。
- 5 提出書類については、別紙提出書類リストのほか、竣工図を作成し、Jww及びPDFにて提出すること。
- 6 疑義などがある場合は、速やかに担当者と協議すること。
- 7 問い合わせ先
東御市教育委員会 教育課 学校施設係 担当 小林 電話 0268-64-5906